

第6章 今後10年で主に取組む事項

第6章 今後10年で取組む事項

1. 計画期間中に取組む主な事項

第2章の緑の将来像の実現に向け、本章では、緑ごとの現状や課題、整備方針に基づき、今後10年間の計画期間中に主に取組む事項について整理します。

2. 緑全体に関する取組みの方向性

本計画については、基本理念や基本方針といった基本的な方向性を前計画から継承し、現在、多くの町民が実感している「緑豊かなまち」を、維持・保全することを基調としています。今後、人口減少や超高齢化社会の到来など社会情勢変化によるニーズの変化等に柔軟に対応しつつ、現状のまちの姿を将来にわたり維持・保全していきます。

(1)地域制緑地

●現状の緑豊かな住環境の形成は、低層住宅を中心とし、敷地にゆとりをもった建物配置を誘導する都市計画と、市街化区域を含む広い範囲に風致地区や近郊緑地保全区域といった緑化を誘導する地域地区が指定され、長い年月を経て葉山らしい住環境を維持・形成してきたものです。今後も、これらの規制を維持し、風格のある緑豊かな住環境を維持・形成します。

●二子山地区の一団の緑地は、町の骨格である緑であるとともに、多摩地区から三浦半島へと連なる緑地としても重要な位置を占めています。また、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウオなどの希少な動植物の生息も確認され、これらの生息環境の保全の担保性を強化する観点から、保全を進める必要があります。

このことから、現在取組みを実施している町民・県との協働による利活用の推進や維持管理を進めながら、自然環境保全上、特に保全が必要な箇所の選定など、関係機関と連携し、近郊緑地特別保全地区指定に向け取組みを推進します。

●日影山（一色台）及び五ツ合の緑地については、自然環境の保全や市街地の良好な景観の保全策について検討します。

(2)施設緑地

●本町の一人あたりの都市公園整備面積は、県内でも突出して高い水準を保っています。今後も、これらの都市公園を適切に維持管理し保全に努めます。

●市街地と隣接し、緑豊かな住環境の形成に寄与している町有緑地・トラスト緑地については、適切な管理に努め、維持・保全するとともに、風倒木や崩落など災害対策について検討します。

●市街地に点在している公園・広場については、社会情勢の変化や公園ニーズ等に対応する機能のあり方について検討します。

(3)緑化の推進等その他自然環境保全に関する事項

●葉山町まちづくり条例に基づき、開発事業の規模に応じて、引き続き既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保に努めます。

●開発行為など都市的土地利用による自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）の調査・研究を進めます。

第6章 今後10年で取組む事項

- 現在の緑地保全契約制度の活用により、市街地内に存する屋敷林等小規模ながら、緑豊かな住環境を感じさせるまとまりのある緑が保全されやすい環境整備を検討します。
- 公共公益施設については、緑豊かな施設の維持管理に努めます。
- 現在ある街路樹、植樹帯の維持・保全を引続き行うとともに、「葉山町いけがき設置助成要綱」に基づき、住宅用地における生け垣の設置を推進し、緑豊かな沿道の形成と防災機能の向上に努めます。
- アライグマ・タイワンリス等の外来生物の防除を進めるとともに、在来の野生生物の生息環境と人間の生活環境の調和を図るよう努めます。

(4)町民との協働・普及啓発に関する事項

- 町ホームページ等での情報発信、里山体験イベント等の体験型イベント及び小中学校における教育を通じ、葉山の自然の重要性や価値への理解を深めます。
- 町の緑地の維持管理について、より町民が参加しやすい環境整備として、アダプト制度の研究を進めます。
- 里山体験イベント等、現在、町民と協働で実施している取組みについては、継続するとともに、事業の拡大にも努めます。